

質 疑 ・ 回 答 書

令和5年12月1日

No.	質 疑 事 項	回 答
1	見積金額について設備・備品関連の補修費用は計上せずに都度、枚方市と協議し内容により負担者を決定し負担するという認識でよろしいでしょうか。(委託者の責に帰するものを除き)	設備・備品関連の補修費用は、委託者の責に帰するものを除き、枚方市で負担します。
2	上記の場合、委託者側の最低負担金額の設定は、ありますでしょうか。	設備・備品関連の補修費用は、枚方市で負担しますので、設定していません。
3	スタッフの賃金について大阪府最低賃金は令和5年度が公表されてますが、6年度～9年度の目安は、前年比何%と見込めばよろしいでしょうか。分かる範囲でご教授ください。	市において、6年度以降におけるスタッフ賃金の目安や見込みは設定していません。貴社において、昨今の情勢も踏まえ、適切な人件費を見込んでください。
4	事務用品・物品購入の手配は、枚方市所管課へ手配依頼をすることになると理解してもよろしいでしょうか。また1か月当たりの金額制限はありますでしょうか。ご教授ください。	委託業務の実施に必要な物品については、受注者が調達することとし、利用者に係る物品や施設にあらかじめ備え付けの備品等枚方市が認めるものについてはお見込みのとおりです。ただし、枚方市の予算の範囲内に限ります。

枚方市 総務部 契約課

TEL : 072-841-1345、 FAX : 072-841-2015

E-mail 送付先 : keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp (工事)

keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp (委託)

keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp (物品)